

船舶のエネルギー効率等に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船舶のエネルギー効率等に関する事項

改正理由

- (1) 2011 年 7 月に採択された MARPOL 附属書 VI の改正に伴い、2013 年 1 月 1 日より、総トン数 400 トン以上の国際航海に従事する船舶に対し、エネルギー効率設計指標（EEDI）及びエネルギー効率管理計画書（SEEMP）に関する要件が適用されている。

当該要件に関し、2013 年 5 月に開催された IMO 第 65 回海洋環境保護委員会（MEPC65）において、EEDI の計算、認証に関するガイドラインの改正及び荒天時の最低出力暫定ガイドラインが採択された。また、IACS は、関連業界に対し、上記 IMO ガイドラインについて EEDI の計算並びに認証に関する補足的な指針を与えるための「インダストリーガイドライン」を策定し、2013 年 5 月、IACS 手順 PR38 として採択した。

今般、上記ガイドラインを取入れるため、関連規定を改めた。

- (2) MARPOL 附属書 VI 第 13.2.2 規則においては、2016 年 1 月 1 日以降の機関の交換時には NO_x 放出 3 次規制に適合することが要求されているが、同規定では、3 次規制への適合が困難と判断される場合は当該要件が斟酌される旨定められている。当該規定に関し、IMO において、3 次規制への適合を困難とする判断基準を定めるガイドラインが策定され、2013 年 5 月に開催された MEPC65 において、決議 MEPC.230(65)として採択された。

今般、上記ガイドラインを取入れるため、NO_x 放出規制に関する要件を整理の上、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) EEDI の計算及び認証方法に関する要件を改めた。
- (2) 2016 年 1 月 1 日以降の機関の交換時に、NO_x 放出 3 次規制への適合要件を斟酌するための判断基準として、決議 MEPC.230(65)を適用するよう関連規定を改めた。
- (3) NO_x 放出規制に関する規定を明確にするため、現行検査要領に規定されているディーゼル機関の交換及び追加設置に対する要件を規則へ移設した。
- (4) その他誤記を修正した。